

一般社団法人ラタスクラブ 定款

令和3年3月18日作成

令和3年3月22日公証人認証

令和3年4月 5日成立

一般社団法人ラタスクラブ定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ラタスクラブ、略称「ラタスクラブ」(英文名 General Incorporated Association LATAS CLUB、略称「Latas.Club」)と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、南極等の極地の紹介等を通して、海洋生物の状況、海洋環境(マイクロプラスチック、マイクロビーズ、漂流漂着ゴミ等)の自然生態系環境負荷の軽減及び海洋に関する啓発活動をすることを目的とし、地球の環境問題に取り組むことで地域の担い手である若者や住民への環境教育に寄与する。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 極地及び環境に関する総合学習及び生涯学習事業
- (2) 環境問題に関する啓発事業
- (3) 環境調査及び環境保全事業
- (4) ゴミの不法投棄問題撲滅事業
- (5) 港湾、河川、海岸の清掃事業及びこれらに関する行政(国、県、市町村)からの業務委託事業
- (6) 極地と環境問題ミュージアム事業
- (7) 飲食店営業及びグッズ商品開発販売事業
- (8) まちづくり推進事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入社した会員
- (2) 一般会員 当法人が行うイベントに参加し、ボランティア活動を希望する者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者及び法人

(入会)

第 6 条 当法人の会員になろうとする者及び法人は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けるものとする。

(退会)

第 7 条 会員は、1か月前に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の除名)

第 9 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、これを除名すべき正当な事由があるときは、当法人は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を継続して1年以上しなかったとき
- (2) 退会したとき。
- (3) 心身の故障により会員としての義務を果たすことができなくなったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 当法人は、第 5 条に掲げる会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故のあるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 17 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第 4 章 役員

(役員)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上6名以内

(2) 監事1名

2 理事のうち代表1名を代表理事と定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち副理事長、専務理事及び常任理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族、その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第4条で定める、特別の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を代表理事に報告しなければならない。

(任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、第19条第1項(1)に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益又は弁償が生じた場合は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の抛却等)

第 27 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 抛却された基金は、当法人が解散するまで返却しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 30 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、担当理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事長の承認を

経て社員総会に提出又は提供しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 損益計算書の附属明細書

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算表については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の配分の禁止)

第 31 条 当法人は、剰余金の配分を行わない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 本定款は、社員総会における、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 33 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上の出席数であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 34 条 当法人が清算を行う場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第 36 条 当法人の設立時理事及び監事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 中 川 亨

設立時理事 森 田 彩 恵

設立時理事 高 森 章 好

設立時監事 桑 本 勲

設立時代表理事 (理事長) 中 川 亨

(設立時社員)

第 37 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 広島県呉市西中央1丁目6番15-505号

設立時社員 中 川 亨

住 所 石川県金沢市本町1丁目1番10号

設立時社員 関 屋 英 宗

(法令の準拠)

第 38 条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ラタスクラブ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年3月18日

設立時社員 中 川 亨 ㊟

設立時社員 関 屋 英 宗 ㊟